

◇生成 AI の利用に関する基本方針

茨城県立看護大学校
令和 8 年 4 月 1 日作成

1 基本的な考え方

近年、ChatGPT 等の生成 AI (Generative AI) は急速に普及し、教育・研究・業務のさまざまな場面で活用されるようになってきている。生成 AI は適切に利用することで、情報収集、思考の整理、文章表現の改善などに役立ち、学修や教育活動を支援する有用なツールとなる可能性がある一方で、生成系 AI には以下のような課題やリスクが指摘されている。

- ・情報の正確性や信頼性の問題
- ・個人情報や機密情報の漏えいの可能性
- ・著作権侵害の可能性
- ・学修活動における不正利用

本校では、生成 AI の利用を一律に禁止するものではないが、教育の目的及び倫理的配慮を踏まえ、以下の事項を理解し適切に利用することを求める。

2 生成 AI 利用の基本原則

(1) 学修の主体は学生自身であること

生成系 AI は学修を補助するツールであることを踏まえ、レポートや課題その他成果物は、専門職として必要な知識・判断力の形成に直結する学修成果であり、自己の知識として蓄積されるため、学生自身の思考と理解に基づいて作成する必要がある。

(2) 情報の真偽を確認すること

生成 AI が生成する内容には誤りや偏りが含まれる可能性があるため、文献や信頼できる情報源により内容を確認することが必要。

(3) 倫理的・社会的責任を自覚すること

生成 AI を利用して作成した成果物については、最終的な責任は利用者本人にある。

3 禁止事項

(1) 個人情報や機密情報（以下「情報」という。）の入力

＊次の情報を生成 AI に入力することは禁止する。

- ・患者や利用者の情報
- ・臨地実習で知り得た情報
- ・医療機関その他施設の情報
- ・授業、研究や学校活動における情報

(2) 学修成果物の不当な作成

＊以下の行為は上記 2 「生成 AI 利用の基本原則(1)」に抵触する可能性がある。

- ・生成 AI が作成した文章をそのままレポートとして提出する
- ・生成 AI のみを用いて課題を作成する
- ・AI の生成内容を自分の成果物として提出する

4 授業・研究における利用

授業、研究や学校活動における生成系 AI の利用については、担当教員の指示に従うこと。

5 今後の対応

生成 AI に関する技術や社会的ルールは急速に変化しているため、本校においても、国の方針や社会状況を踏まえ、必要に応じて本方針を見直しをする。